

第 7 次山形県教育振興計画策定要綱

(趣 旨)

第 1 この要綱は、本県教育行政について、社会変化や政府の動向を的確に踏まえ、長期展望のもとに基本的方向性を明らかにし、総合的、計画的な推進を図るための計画の策定について、必要な事項を定める。

(計画の名称)

第 2 この計画の名称は、「第 7 次山形県教育振興計画」(以下「計画」という。)とする。

(計画の性格)

第 3 この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱との整合性を図る。

3 第 4 次山形県総合発展計画との整合性を図る。

(計画の構成)

第 4 この計画は、令和 7 年度を初年度とし、おおむね 10 年間を通して目指す本県教育の姿を示すものとする。

2 第 1 項を踏まえ、今後 5 年間の総合的かつ計画的な取組みに係る基本方針と主要施策を示すものとする。

3 主要な施策ごとに進捗状況を測定するため、業績評価指標を設定するものとする。

(検討委員会)

第 5 計画の策定について広く意見を聞くため「第 7 次山形県教育振興計画検討委員会」を設ける。

(知事部局との連携)

第 6 計画策定にあたって、知事部局の所管事項と関連するものについては、知事部局の関係部局に協力を依頼し十分な連携を図る。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。